

千曲市告示第 57 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 26 日

千曲市長 小川 修一



- 1 都市計画の種類及び名称
千曲都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設） 葛尾組合ごみ焼却場
- 2 都市計画を定める土地の区域
平成 16 年千曲市告示 第 104 号で定めた土地の区域の埴科郡坂城町大字中之条字叭岨及び東平地区を削除する
- 3 縦覧場所
千曲市 千曲市役所建設部都市計画課